

年金制度説明会資料

～年金給付編～

目次

1. 公的年金の仕組み
2. 老齢年金
3. 障害年金
4. 遺族年金
5. その他
6. 年金の支払いと受給者の手続き



1. 公的年金の仕組み

公的年金の制度



国民年金



厚生年金保険

公的年金の給付の種類は3つ

老齢年金

障害年金

遺族年金

2. 老齡年金

老齡年金

老齡基礎年金

老齡厚生年金

老齡基礎年金

老齡基礎年金を受けるための条件

1. 資格期間

2. 年齢要件

老齡基礎年金

① 納付済期間



② 免除期間



③ 合算対象期間
(カラ期間)



10年
以上



65歳
から

合算対象期間（カラ期間）とは

国民年金に任意加入できた人が、任意加入していなかった期間等のことです。

- ◆ 海外在住期間
- ◆ 配偶者が厚生年金に加入していた期間（昭和61年3月以前）
- ◆ 学生期間（平成3年3月以前）

等

老齡基礎年金の年金額

- ◆ 20歳～60歳までの40年間、国民年金保険料を納付
→ 満額の老齡基礎年金を受けられる。

令和6年4月からの老齡基礎年金額（満額）

年齢帯	金額
68歳以下（昭和31年4月2日以後生まれ）	816,000円
69歳以上（昭和31年4月1日以前生まれ）	813,700円

- ◆ 未納期間は、年金額の計算の対象外

老齡基礎年金の年金額

816,000円※1 ×

$$\text{納付月数} + \left(\frac{\text{全額免除}}{\text{月数}} \times \frac{4}{8} \right) + \left(\frac{\text{3/4免除}}{\text{月数}} \times \frac{5}{8} \right) + \left(\frac{\text{半額免除}}{\text{月数}} \times \frac{6}{8} \right) + \left(\frac{\text{1/4免除}}{\text{月数}} \times \frac{7}{8} \right)^{\ast 2}$$

加入可能年数 × 12

※1 69歳以上の場合は、813,700円

※2 平成21年4月以降の保険料免除期間を有する場合の計算

老齢基礎年金の計算方法（例）

納付月数 300か月

全額免除月数 36か月（平成21年4月以降）

$$816,000\text{円}^{\ast 1} \times \frac{300\text{月} + \left(36\text{月} \times \frac{4}{8}^{\ast 2}\right)}{480\text{月} \left(40\text{年} \times 12\text{月}\right)} = 540,600$$

= 540,600円

※1 69歳以上の場合は、813,700円

※2 全額免除期間の年金額は、2分の1

老齡厚生年金

老齡厚生年金を受けるための条件

1. 資格期間

2. 年齢要件

老齡厚生年金

老齡基礎年金の資格期間を
満たす

かつ

厚生年金被保険者期間が
1か月以上



65歳
から

65歳以降の老齢年金イメージ

65歳

老齢厚生年金

老齢基礎年金

特別支給の老齢厚生年金

① 60歳以上

※生年月日により段階的に引き上げ



② 老齢基礎年金の資格期間を
満たす



③ 厚生年金被保険者期間が
1年（12か月）以上



65歳に
なるまで

特別支給の老齢厚生年金イメージ

65歳になるまで

報酬比例部分

定額部分

特別支給の老齢厚生年金

昭和16年（女性は昭和21年）4月1日以前生まれ

60歳

65歳

報酬比例部分

老齢厚生年金

定額部分

老齢基礎年金



特別支給の老齢厚生年金

昭和16年（女性は昭和21年）4月2日以降生まれ～

昭和24年（女性は昭和29年）4月1日以前生まれ

60歳

65歳

報酬比例部分

老齢厚生年金

※

定額部分

老齢基礎年金

※ 生年月日により段階的に引き上げ

特別支給の老齢厚生年金

昭和24年（女性は昭和29年）4月2日以降生まれ～

昭和28年（女性は昭和33年）4月1日以前生まれ

60歳

65歳

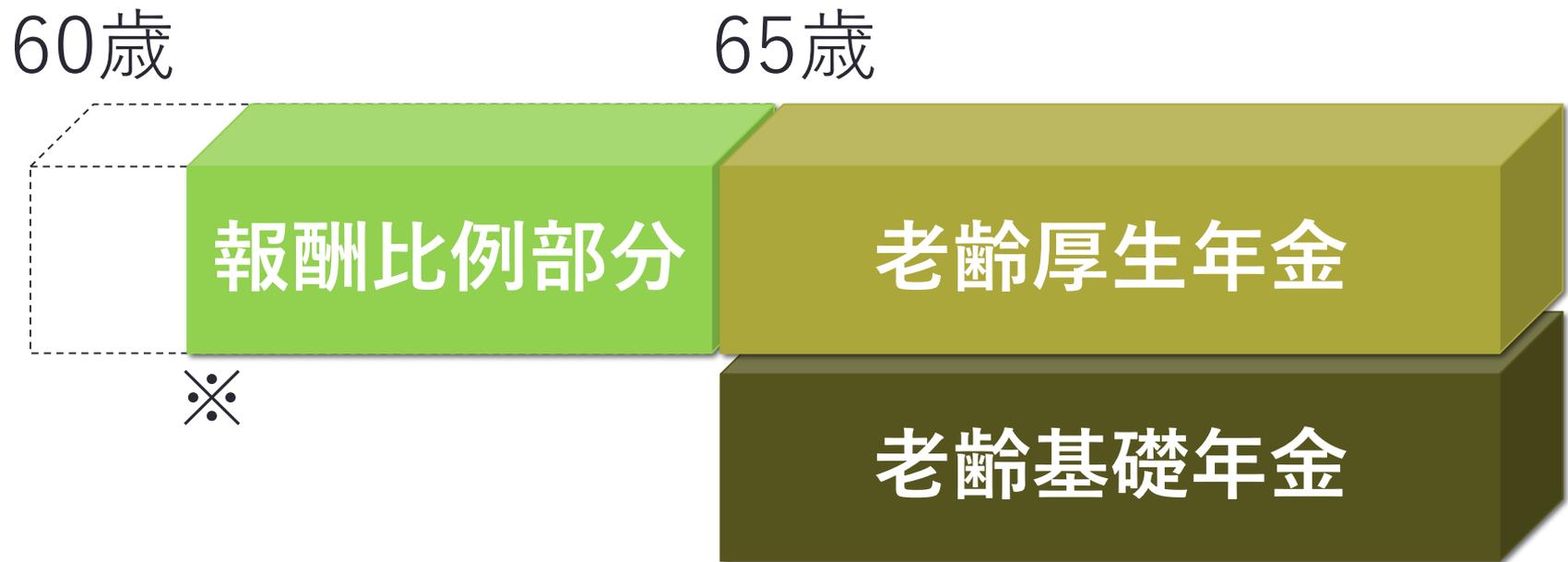
報酬比例部分

老齢厚生年金

老齢基礎年金

特別支給の老齢厚生年金

昭和28年（女性は昭和33年）4月2日以降生まれ



※ 生年月日により段階的に引き上げ

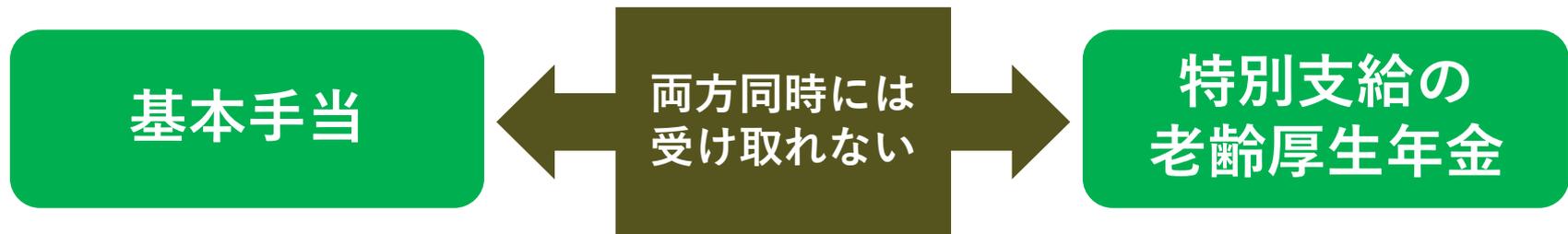
年金を受けながら会社へ勤めたら

在職老齢年金

- ◆ 老齢厚生年金額と給与・賞与の額に応じて年金の一部
または全額が停止（特別支給の老齢厚生年金も同様）
- ◆ 老齢基礎年金は対象外

雇用保険法による給付と特別支給の老齢厚生年金との調整

基本手当と老齢厚生年金

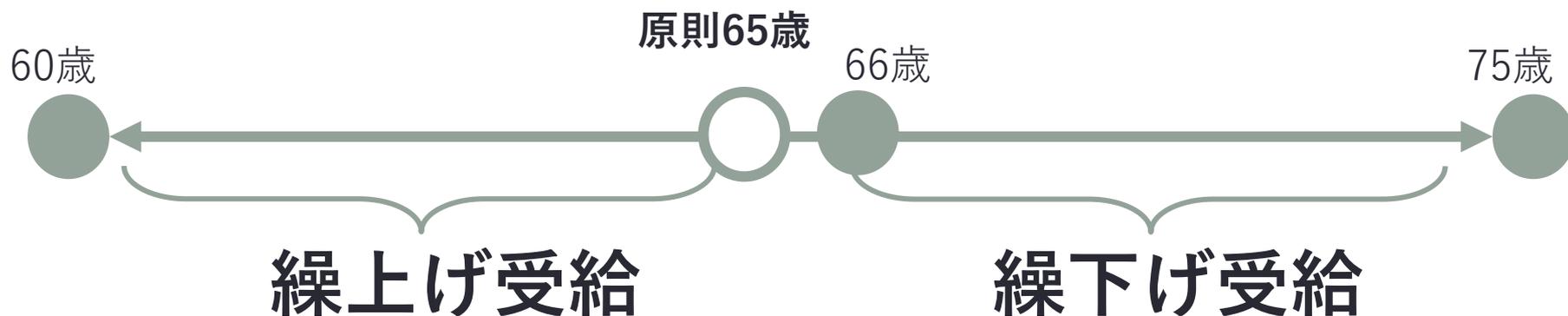


支給停止期間



繰上げ受給と繰下げ受給

老齢年金の支給開始年齢は原則65歳ですが、本人の希望により支給開始を繰上げたり、繰下げたりすることができます。



- ◆ 希望により**60歳**から受給できる
- ◆ 年金は**減額（ひと月あたり0.4%）**される

※昭和37年4月1日以前生まれの方は、
ひと月あたり0.5%減額

- ◆ 希望により**66歳～75歳**から受給できる
- ◆ 年金は**増額（ひと月あたり0.7%）**される

繰上げ受給の注意点

- ◆ 生涯にわたって減額された年金額を受給します。
- ◆ 繰上げ請求をした翌月分の年金から支給されます。
- ◆ 取消や変更はできません。
- ◆ 寡婦年金、事後重症などによる障害基礎年金が受けられなくなります。
- ◆ 65歳に達した日の属する月まで遺族年金を併給できません。
- ◆ 国民年金に任意加入できなくなります。
- ◆ 保険料免除期間へ追納することができなくなります。

繰下げ受給の注意点

- ◆ 生涯にわたって増額された年金額を受給します。
- ◆ 繰下げ申出をした翌月分の年金から支給されます。
- ◆ 取消や変更はできません。
- ◆ 振替加算額は、増額されません。
- ◆ 増額率は、75歳到達時が上限です。
(昭和27年4月1日以前生まれの方は70歳到達時が上限)
- ◆ 65歳到達した日時時点で、障害年金や遺族年金の受給権者である場合は、繰下げ受給することはできません。
- ◆ 65歳到達した日から66歳に到達した日までの間に、障害年金や遺族年金の受給権者となった場合は、繰下げ受給を行うことができません。

繰上げ・繰下げた場合の年金額



The diagram features two vertical arrows on the left side of the table. The upper arrow points upwards and is labeled '繰上げ' (advance), indicating that the table rows from 60 to 64 represent advanced retirement. The lower arrow points downwards and is labeled '繰下げ' (delay), indicating that the rows from 66 to 75 represent delayed retirement. The 65-year-old row is the baseline for 100.0%.

年齢	受給率
60歳	76.0%
61歳	80.8%
62歳	85.6%
63歳	90.4%
64歳	95.2%
65歳	100.0%
66歳	108.4%
67歳	116.8%
68歳	125.2%
69歳	133.6%
70歳	142.0%
71歳	150.4%
72歳	158.8%
73歳	167.2%
74歳	175.6%
75歳	184.0%

3. 障害年金

障害年金

障害基礎年金

障害厚生年金

障害年金のポイント

①

初診日

②

納付要件

③

障害の程度

ポイント① 初診日

初診日とは、障害の原因となった傷病について、
初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

ポイント① 初診日

① 国民年金加入中または20歳前（年金制度未加入）、
60歳から65歳の間年金制度未加入期間

障害基礎年金

② 厚生年金加入中

障害厚生年金

ポイント② 納付要件

① 3分の2要件 (原則)

- 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

② 直近1年要件 (特例)

- 初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

ポイント③ 障害の程度

障害基礎年金

1級

2級

障害厚生年金

1級

2級

3級

障害年金の年金額

障害基礎年金（令和6年度）

等級	金額
1 級	1,020,000円
(昭和31年4月1日以前に生まれた方)	(1,017,125円)
2 級	816,000円
(昭和31年4月1日以前に生まれた方)	(813,700円)

子の加算（令和5年度）

子の数	金額
2 人目まで	234,800円
3 人目以降	78,300円

障害年金の年金額

障害厚生年金

一定計算式により算出された報酬比例部分
(1級の場合は、上記を1.25倍)

障害厚生年金の3級の場合

最低保障額：612,000円（令和6年度）
(昭和31年4月1日以前に生まれた方は610,300円)

障害の状態の確認

「いつ」の障害状態を確認するか？

1. 障害認定日

2. 請求日現在

「障害認定日」とは？

初診日から起算して、

1年6か月経過した日

または、

1年6か月以内にその傷病が治った
(症状が固定した) 日

請求方法

①障害認定日による請求（本来請求）

障害認定日の翌月分から年金支給

請求方法

②事後重症による請求

障害認定日に障害の程度が軽い場合でも、障害の状態が悪化したとき、**請求日現在の障害状態**で年金請求すること。

- **65歳の誕生日の前々日**までに請求
- **請求日の翌月分**から支給される

20歳前傷病による障害基礎年金

障害認定日による請求

次の要件をすべて満たす必要があります。

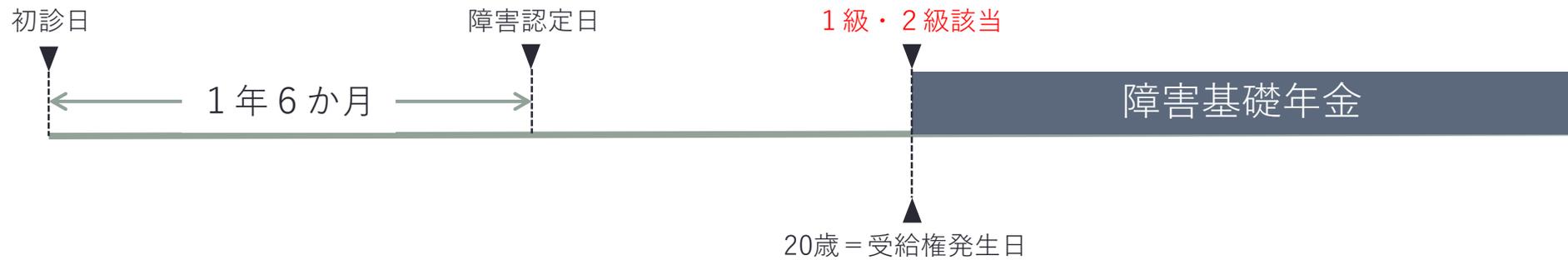
なお、保険料納付要件は問いません。

- ◆ 20歳に達した日より前に初診日があること
- ◆ 障害認定日※において、障害等級が1級または2級に該当する障害の状態にあること

※障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日

20歳前傷病による障害基礎年金

例1：障害認定日が20歳到達日**以前**の場合



例2：障害認定日が20歳到達日**後**の場合



20歳前傷病による障害基礎年金

事後重症による請求

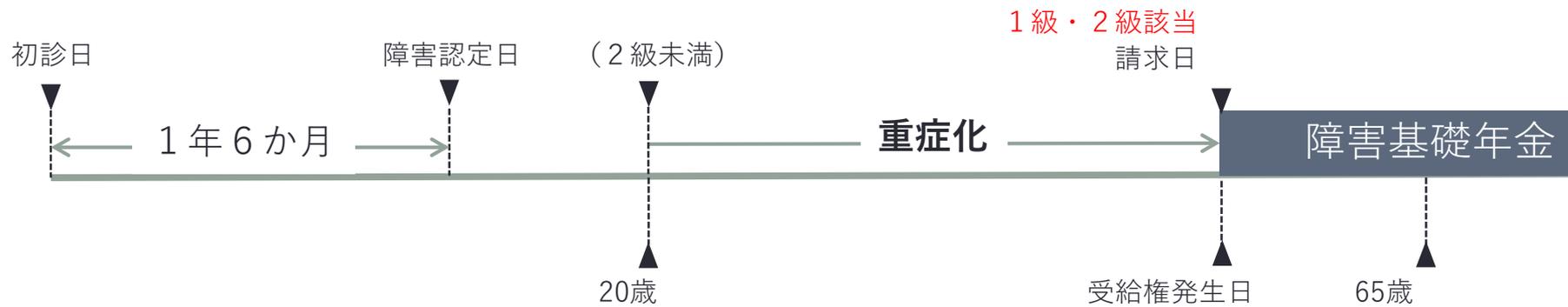
次の要件をすべて満たす必要があります。

なお、保険料納付要件は問いません。

- ◆ 請求日において65歳に達した日の前日以前であること
- ◆ 老齢基礎年金の繰上げ受給をしていないこと
- ◆ 障害認定日における障害の程度が悪化し、65歳到達までの間に、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったこと

20歳前傷病による障害基礎年金

例3：障害認定日が20歳到達日以前で、事後重症請求した場合



例4：障害認定日が20歳到達日後で、事後重症請求した場合



20歳前傷病による障害基礎年金

- ◆ 本人の前年所得が制限額を超えるときは、その年の10月から1年間、年金の全額または半額が停止されます。

支給停止額	前年所得額
半額支給停止	3,704,000円
全額支給停止	4,721,000円

+

扶養親族がいる場合の加算額 (扶養親族1人あたり)	
老人控除対象配偶者・老人扶養親族	+ 48万円
特定扶養親族 (19歳以上23歳未満)	+ 63万円
控除対象扶養親族 (16歳以上19歳未満)	+ 63万円
それ以外	+ 38万円

4. 遺族年金

遺族年金

遺族基礎年金

遺族厚生年金

遺族年金

被保険者または被保険者であった人が亡くなったとき、その方と生計維持関係のあった遺族に支給

生計維持

①生計同一要件

同居しているなど生計を同じくしていること。

②収入要件

収入が850万円未満であること。

または、所得が655.5万円未満であること。

遺族年金の支給

- ◆ 死亡日の翌月分から支給。
- ◆ 亡くなった方が加入または受給していた年金制度により、遺族の範囲や受けられる遺族年金の種類が変わる。

遺族基礎年金

国民年金に加入中の方が亡くなった場合、生計維持関係のあった

①子のある配偶者 または ②子に 支給。

「子」とは？

18歳になった後の最初の3月31日までの間にある子

または、

1級2級の障害状態にある場合は、20歳までの間にある子

納付要件

① 3分の2要件 (原則)

- 死亡した日の前日において、亡くなった月の前々月までの被保険者期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

② 直近1年要件 (特例)

- 死亡日が65歳未満であること。
- 死亡した日の前日において、亡くなった月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

遺族基礎年金の年金額

遺族基礎年金（令和6年度）

年齢帯	金額
68歳以下（昭和31年4月2日以後生まれ）	816,000円
69歳以上（昭和31年4月1日以前生まれ）	813,700円

子の加算（令和6年度）

子の数	金額
2人目まで	234,800円
3人目以降	78,300円

遺族厚生年金

- ① 厚生年金加入中の死亡
- ② 厚生年金加入中に初診日がある傷病が原因で初診日から5年以内の死亡
- ③ 1級または2級の障害厚生年金の受給者の死亡
- ④ 老齢厚生年金の受給者または受給資格期間を満たしている者の死亡（ただし、いずれの場合も受給資格期間が、25年以上あることが必要）

5. その他

年金の併給と選択

老齢 ・ 障害 ・ 遺族

厚生年金 ・ 国民年金 ・ 共済年金



1人一年金

複数の年金の権利を有する例

- ◆ 障害年金を受けていたが、自分の老齢年金を受けられる年齢になった
- ◆ 年金受給者が、夫が亡くなったことにより、遺族年金を受けられるようになった

等

→ 2つ以上の年金を受けられるようになったときは、いずれか1つの年金を選択

同一支給事由の年金

老齡年金

老齡基礎年金

老齡厚生年金

退職共済年金

年金額の改定

国から支給される年金は、賃金や物価などの変動に合わせて毎年度改定されます。

物価、現役世代の賃金が上昇 ≡ 年金額が増額

物価、現役世代の賃金が下落 ≡ 年金額が減額

第1号被保険者の独自給付

① 付加年金

② 寡婦年金

③ 死亡一時金

付加年金

- ◆ 老齢基礎年金と併せて受ける。
- ◆ 付加保険料 月額400円

付加年金の年金額

付加年金額

= 200円 × 付加保険料を納めた月数

付加年金の年金額（例）

付加保険料を納めた月数 → 12か月

$$200\text{円} \times 12\text{か月} = 2,400\text{円}$$

※ 納めた付加保険料額

$$400\text{円} \times 12\text{か月} = 4,800\text{円}$$

寡婦年金

亡くなった夫が、

10年以上の
納付済・免除期間あり※

妻と10年以上の婚姻期間
あり（生計維持関係して
いた）



妻が
60歳～65歳の
間だけ受け取れる

※第1号被保険者期間に限る。なお、平成29年8月1日以降の死亡から期間が、25年から10年に短縮されています。

寡婦年金額

夫の第1号被保険者期間だけで
計算した老齢基礎年金

× 4分の3

死亡一時金

亡くなった方が、

第1号被保険者としての
保険料納付済み期間が、
36月以上

基礎年金の支給を受けた
ことがない



死亡当時、
生計同一の遺族が
受ける

死亡一時金の遺族の範囲

- ①配偶者
- ②子
- ③父母
- ④孫
- ⑤祖父母
- ⑥兄弟姉妹

死亡一時金の額

保険料納付済期間	金額
36月以上 180月未満	120,000円
180月以上 240月未満	145,000円
240月以上 300月未満	170,000円
300月以上 360月未満	220,000円
360月以上 420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

付加保険料納付月数が36月以上 一律8,500円加算

短期在留外国人の脱退一時金

対象者

◆ 国民年金または厚生年金保険に **6 月以上**、
加入していた外国籍の方

→ 年金を受け取ることなく帰国したときに請求できる。

短期在留外国人の脱退一時金額（令和6年度）

保険料納付済期間	支給額
6月以上 12月未満	50,940円
12月以上 18月未満	101,880円
18月以上 24月未満	152,820円
24月以上 30月未満	203,760円
30月以上 36月未満	254,700円
36月以上 42月未満	305,640円
42月以上 48月未満	356,580円
48月以上 54月未満	407,520円
54月以上 60月未満	458,460円
60月以上	509,400円

6. 年金の支払と受給者の手続き

年金が支払われるまで

①

- 年金請求・年金額決定

②

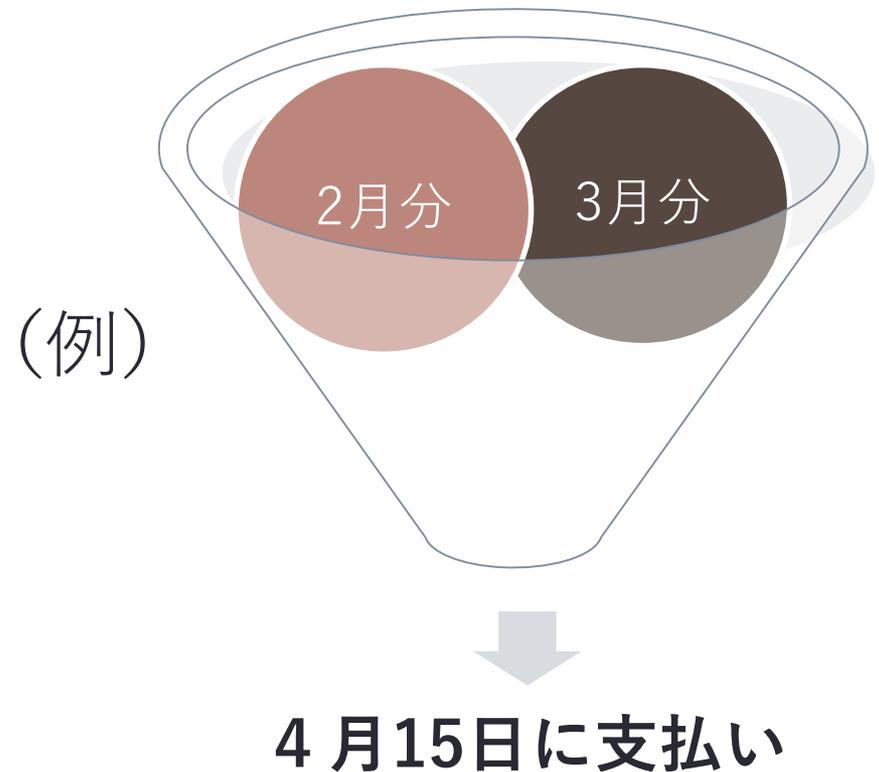
- 年金証書送付

③

- ②から概ね50日後に初回支払

年金の支払月

- ◆ 支払月は、偶数月の15日
- ◆ 前2か月分が支払われる



年金の支払

- ◆ 15日が、土曜日・日曜日・休日
→ 直前の営業日に支払われる
- ◆ 初回の年金の支払
- ◆ 遡及して年金が増額したとき
→ 奇数月に支払われることもある

年金振込通知書

送付時期

- ◆ 初めて年金が支払われるとき
- ◆ 毎年6月の1回
- ◆ 支払額に変更があったとき
- ◆ 受取先金融機関の変更があったとき

受取先金融機関の変更

年金受給権者 受取機関変更届

金融機関の証明印もれに注意！

受給権者が亡くなったとき

◆ 提出する書類

→ 年金受給権者死亡届（報告書）

◆ 提出する方

→ 亡くなった方のご遺族等

◆ 提出期限

→ 亡くなった日から14日以内（基礎年金）
（厚生年金は10日以内）

※マイナンバーが日本年金機構に登録済みの方は原則不要です。

未支給年金について

◆ 提出する書類

→ 未支給年金・未支払給付金請求書など

◆ 提出する方

→ 亡くなった方のご遺族

◆ 提出期限

→ 亡くなった日から速やかに

(図)

- ◆ 亡くなった月日…11月8日
- ◆ 支払可能な月分…11月分まで

